

平成21年3月期 第3四半期決算短信(非連結)

平成21年3月2日

上場会社名 インスパイアー株式会社

上場取引所:大証ヘラクレスG

コード番号 2724

URL <http://www.inspire-inc.co.jp>

代表者 (役職名)代表取締役社長 (氏名)駒澤 孝次

問合せ先責任者 (役職名)取締役管理本部長 (氏名)菊池 貴之

TEL (03)5418-4811

四半期報告書提出予定日 平成21年3月3日

(百万円未満切捨て)

1. 平成21年3月期第3四半期の業績(平成20年4月1日～平成20年12月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
21年3月期第3四半期	1,165	△14.4	△249	—	△277	—	△1,423	—
20年3月期第3四半期	1,363	△13.8	△95	—	△86	—	△236	—

	1株当たり 四半期純利益		潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益	
	円	銭	円	銭
21年3月期第3四半期	△83,470	61	—	—
20年3月期第3四半期	△29,278	26	—	—

(2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	百万円		百万円		%		円 銭	
21年3月期第3四半期	1,101		42		2.1		1,128 96	
20年3月期	1,237		466		36.9		56,519 40	

(参考) 自己資本 21年3月期第3四半期 169百万円 20年3月期 457百万円

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
20年3月期	—	—	—	—	00 00
21年3月期	—	—	—	—	00 00
21年3月期(予想)	—	—	—	—	—

(注) 配当予想の当四半期における修正の有無 : 無

3. 平成21年3月期の業績予想(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭	
通期	1,817	△4.2	△249	—	△277	—	△1,423	—	△70,380	64

(注) 業績予想数値の当四半期における修正の有無 : 有

4. その他

(1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

〔注〕詳細は、3ページ【定性的情報・財務諸表等】4. その他をご覧ください。〕

(2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更)に記載されるもの)

① 会計基準等の改正に伴う変更 : 有

② ①以外の変更 : 無

〔注〕詳細は、3ページ【定性的情報・財務諸表等】4. その他をご覧ください。〕

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

21年3月期第3四半期 21,007株 20年3月期 8,087株

② 期末自己株式数

21年3月期第3四半期 一株 20年3月期 一株

③ 期中平均株式数(四半期累計期間)

21年3月期第3四半期 17,057株 20年3月期第3四半期 8,087株

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

当事業年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期財務諸表等規則」に従い四半期財務諸表を作成しております。

・定性的情報・財務諸表等

1. 経営成績に関する定性的情報

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、サブプライムローンを発端とした米国金融市場の緊張、原油価格の高騰の影響による企業収益の減速により景気の不透明感が強まってまいりました。

当社の属するITセキュリティ業界においては、大手企業や官公庁における情報セキュリティ投資が引続き堅調に行われると共に、相次ぐ情報漏洩、不正アクセスの増加により、中堅企業においても情報セキュリティに対する関心は引き続き高く、需要は増加傾向にはありますが、その一方で商品やサービス、企業間の競争は益々激化してきており、売上や利益確保が一段と厳しくなっている状況にもあります。当社は、このような厳しい環境のもと、新経営体制を構築し、既存のセキュリティ商品の販売に加えて、新しいソリューション、サービス開発にも積極的に取り組み、収益力の回復に努めてまいりました。

このような、新たな営業活動を展開し受注の確保に努めた結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高1,165百万円（前年同期は1,363百万円）、営業損失249百万円（前年同期は95百万円の営業損失）、経常損失277百万円（前年同期は86百万円の経常損失）、四半期純損失1,423百万円（前年同期は236百万円の四半期純損失）となりました。

2. 財政状態に関する定性的情報

①資産、負債及び純資産の状況

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて68百万円減少し、1,010百万円となりました。これは、主として、現金及び預金が149百万円減少し、貸倒引当金が389百万円増加したことによりです。

固定資産は、前事業年度末に比べて67百万円減少し、91百万円となりました。これは、主として子会社株式の売却等により投資その他の資産が12百万円減少したこと及び、減損処理により有形固定資産が30百万円、無形固定資産が9百万円減少したことによりです。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて135百万円減少し、1,101百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて286百万円増加し、1,044百万円となりました。これは、主として支払手形及び買掛金が84百万円、前受金が71百万円、短期借入金が140百万円それぞれ増加したことによりです。

固定負債は前事業年度に比べて2百万円増加し、15百万円となりました。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて289百万円増加し、1,059百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度に比べて424百万円減少し、42百万円となりました。これは主として、当期純損失が1,423百万円の計上により利益剰余金が減少したことなどによりです。

② キャッシュ・フローの状況

当第3四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、79百万円となり前会計年度末に比べ149百万円減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期累計期間において営業活動の結果使用した資金は、922百万円となりました。これは主に税引前四半期純損失の計上及び売上債権の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は、362百万円となりました。これは主に、貸付金の増加、投資有価証券の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー計算書)

当第3四半期累計期間において財務活動の結果獲得した資金は1,134百万円となりました。これは主に新株発行等、短期借入による収入によるものであります。

3. 業績予想に関する定性的情報

第3四半期累計期間における業績の進捗や今後の市場環境を勘案し、業績予想の見直しを行った結果、平成20年11月11日に公表いたしました通期の業績予想を修正しております。当該予想に関する詳細は、平成21年3月2日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

4. その他

(1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

① 棚卸資産の評価方法

当第3四半期会計期間末の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

② 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております

(2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

当事業年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期財務諸表等規則」に従い四半期財務諸表を作成しております。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	79,947	229,801
受取手形及び売掛金	319,960	218,439
有価証券	—	0
商品	532,219	537,384
貯蔵品	2,592	662
短期貸付金	417,515	—
その他	47,826	92,086
貸倒引当金	△389,825	—
流動資産合計	1,010,236	1,078,374
固定資産		
有形固定資産	15,548	46,116
無形固定資産	—	9,702
投資その他の資産	76,127	102,881
固定資産合計	91,675	158,700
資産合計	1,101,912	1,237,075
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	156,945	72,477
前受金	711,210	640,207
未払法人税等	2,577	421
未払消費税等	6,925	—
未払金	25,197	35,455
短期借入金	140,000	—
その他	1,650	9,570
流動負債合計	1,044,507	758,131
固定負債		
引当金	15,007	12,181
固定負債合計	15,007	12,181
負債合計	1,059,514	770,313
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	939,537	444,336
資本剰余金	631,837	136,636
利益剰余金	△1,547,658	△123,900
株主資本合計	23,715	457,072
新株予約権	18,682	9,689
純資産合計	42,397	466,761
負債純資産合計	1,101,912	1,237,075

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	1,165,870
売上原価	906,624
売上総利益	259,246
販売費及び一般管理費	508,415
営業利益	△249,168
営業外収益	
受取利息	6,183
雑収入	2,788
営業外収益合計	8,972
営業外費用	
支払利息	311
為替差損	2,275
株式交付費	33,786
雑損失	574
営業外費用合計	36,948
経常利益	△277,145
特別利益	
子会社株式売却益	40,000
貸倒引当金戻入額	27,500
特別利益合計	67,500
特別損失	
減損損失	48,797
貸倒損失	3,676
事務所移転費用	8,719
貸倒引当金繰入額	1,152,206
特別損失合計	1,213,400
税引前四半期純利益	△1,423,045
法人税、住民税及び事業税	712
法人税等合計	712
四半期純利益	△1,423,758

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	△1,423,045
減価償却費	12,425
減損損失	48,797
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	389,825
子会社株式売却損益 (△は益)	△40,000
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,825
受取利息及び受取配当金	△6,183
支払利息	311
貸倒損失	3,676
長期前払費用の増減額 (△は増加)	7,909
売上債権の増減額 (△は増加)	△93,484
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,234
前受金の増減額 (△は減少)	71,003
未払金の増減額 (△は減少)	△18,036
未収消費税等の増減額 (△は増加)	27,793
仕入債務の増減額 (△は減少)	84,467
その他	6,278
小計	△922,201
利息及び配当金の受取額	253
利息の支払額	△287
営業活動によるキャッシュ・フロー	△922,235
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△20,952
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	120,000
貸付けによる支出	△417,515
投資有価証券の売却による収入	△50,000
敷金の差入による支出	△25,155
差入保証金の回収による収入	31,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△362,423
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	155,000
短期借入金の返済による支出	△15,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	994,804
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,134,804
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△149,854
現金及び現金同等物の期首残高	229,801
現金及び現金同等物の四半期末残高	79,947

当事業年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期財務諸表等規則」に従い四半期財務諸表を作成しております。

(4) 継続企業の前提に関する注記

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
<p>当社は、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を改善し、早急に営業損益の黒字化を実現するために、以下の施策を講じて実行してまいります。</p> <p>(1) 資金調達</p> <p>平成20年4月25日に行使価額総額15億円の新株予約権を発行しております。</p> <p>新株予約権の権利行使により調達される資金は、当面の必要運転資金及び後述する新規事業立ち上げ資金に充当する計画でございます。平成21年3月1日現在での調達状況については、新株予約権の一部行使により1億円の払い込みがなされており、資本が増強されております。</p> <p>(2) 新経営計画の推進</p> <p>当社は、新しく経営計画を作成し事業を推進しております。</p> <p>①経営効率化の維持</p> <p>当社は、経営効率化を図る一環として平成20年11月に本社事務所を移転いたしました。併せて、諸経費の見直しを継続的に行い、コストのスリム化を実行してまいり所存です。また、一方で、必要な人材強化も図り、効率のよい経営体質へと改善を図っていく所存です。</p> <p>②既存営業力の強化</p> <p>豊富な人脈を有する人材を迎えることにより、金融機関、外食会社、通信会社等との新規取引・提携を交渉しており、取引先の拡大を目指しております。また、商品ラインアップにつきましても、海外有力商品の取り込みを図ることで売上の拡大を図ることといたします。</p> <p>③新規事業の立ち上げ</p> <p>上述した資金調達により、新たなるシナジーを発揮できるような新規事業の立ち上げを行ってまいり所存です。具体的な投資については、鋭意検討中ですが、今後市場の拡大が期待できる通信業界に対する付加価値の高い事業を検討しております。その推進に関しては、可能な限りリスクを排除するために慎重な事前調査等を行い遂行する所存でございます。</p> <p>従いまして、四半期財務諸表は継続企業を前提に作成されており、上述のような重要な疑義の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。</p>

(5) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前期末残高	444,336	136,636	△ 123,900	457,072
当第3四半期末までの変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
四半期純利益	—	—	△ 1,423,758	△ 1,423,758
その他※	495,200	495,200	—	990,401
当第3四半期末までの変動額合計	495,200	495,200	△ 1,423,758	△ 433,356
当第3四半期末残高	939,537	631,837	△ 1,547,658	23,715

(注) 当第3四半期までに新株予約権の行使が行われ、株主資本が合計990,401千円増加いたしました。

(6) 後発事象

1. 当社に対する差押命令及び決定

(1) 申立があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所平成21年1月28日(決定書到達日平成21年2月3日)

東京地方裁判所平成21年1月29日(決定書到達日平成21年2月5日)

(2) 当該差押を申立てた者

①商号インターサービス株式会社

②本店所在地東京都港区西新橋二丁目13番15号

③代表者の氏名代表取締役茶谷英二

(3) 差押の対象

東京三菱UFJ銀行普通預金 299,530円

三井住友銀行普通預金 0円※

※上記口座は解約手続きが完了しており、差押の対象となる額はありません。

(4) 差押を申し立てられるに至った経緯並びに申立及び決定の内容

①申立及び決定の内容

平成21年2月3日及び平成21年2月5日東京地方裁判所より本件に係る決定書の送達を受け、インターサービス株式会社を債権者とし、当社を保証人とした、債務弁済契約公正証書の執行によるものであることが確認されました。

しかしながら、当社は、インターサービス株式会社の申立に係る2件の決定書に記載の

当該公正証書作成に至る経緯に関して全く関知しておらず、本件に係る当社取締役会での決議の記録、当社を保証人とした契約書等の締結の事務手続きの記録、および当該公正証書の作成手続きの記録が一切確認できず、また現時点において当社にて当該公正証書を所持した事実が確認されていないことから、当社が保証人となっている事実はございません。

また、当社とインターサービス株式会社との間では、過去ならびに現在においても、取引関係になった事実は一切なく、一般商取引における債務が発生する事実はありません。

②差押債権金額金3億円

差押債権金額 金7,500万円

(5) 今後の見通し

上記に記載いたしましたとおり、当社が保証人となっている事実はありません。

今後につきましては、社内調査委員会を設置し、当社が保証人であると主張されるに至った経緯に関し十分

な社内調査を行い、当社の正当性を主張してまいります。なお、本件の経過については、進展があり次第改めてお知らせいたします。

また、本件の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点では未定であります。影響が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

## 2. 当社による強制執行停止の申立及び決定

平成21年2月3日付及び平成21年2月5日付で東京地方裁判所より当社に対し、差押命令決定書が送付されました。しかしながら、本件の理由となる保証行為は当社として認識しておらず、当社といたしましては、本件強制執行の理由は存在しないと判断し、債権者に対する強制執行停止の申立を行い本日付で決定がなされました。

### (1) 申立を行った裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成21年2月9日（強制執行停止決定日 平成21年2月10日）

### (2) 当該強制執行停止の対象となる者

①商号 インターサービス株式会社

②本店所在地 東京都港区西新橋二丁目13番15号

③代表者の氏名 茶谷 英二

### (3) 強制執行停止を申立てるに至った経緯並びに申立及び決定の内容

#### ①経緯

当社は平成21年2月3日及び平成21年2月5日付の通り、東京地方裁判所より差押命令決定書が送付されました。その内容は、当社と債権者との間には、請求の趣旨記載の公正証書が存在し、平成20年9月11日付金銭消費貸借契約及び平成20年8月29日付金銭消費貸借契約に基づき、当社がインターサービス株式会社（以下「差押申立人」）に対し保証行為を行っていることと、当社が当該債務を履行しないときは直ちに強制執行に服することを認諾する旨の記載があります。差押債権金額は合計3億7,500万円であります。

しかし、当社は同公正証書作成にいたる経緯に関しては関知しておらず、当社において債務保証契約を締結した事実はなく、本件公正証書の存在自体も確認しておりませんでした。

上記、事実関係のもと社内調査委員会を設置し社外有識者を含め、事実確認を行った結果、以下のことが判明いたしました。なお、引き続き社内調査委員会にて継続調査を実施してまいります。

#### ②調査により判明した内容

当社は、差押申立人の申立に係るすべての金銭消費貸借契約書及び公正証書を所有しておらず、作成した事実もない旨を平成21年2月3日及び平成21年2月5日付適時開示においてお知らせいたしました。その後、社内調査委員会において調査を進めましたところ、差押命令到達日の翌日（それぞれ平成21年2月4日及び平成21年2月6日）に、公証人役場において閲覧請求を行い公正証書の存在を確認いたしました。

しかし、これら公正証書の作成過程について調査を行ったところ、当社前代表取締役社長が行ったこの公正証書作成行為は会社の取締役会の決定を経ずして行われた行為であることが判明いたしました。

また、当該保証行為は、会社法362条第4項第2号規定の「多額の借財」に該当するところであります。保証行為が有効に存在し、当社が適法に当該債務保証を負うには当社取締役会における決議が必要であります。しかし、決定書に記載のある日付において取締役会が開催された事実はなく、当社取締役会において当該債務保証を承認する取締役会決議は存在しません。

当社は差押命令が当社に到達した日より、当社顧問弁護士による法的措置を進めており、上記理由に基づき、差押申立人に対し強制執行停止の申立及び公正証書に対する請求異議申立を行っております。執行停止の申立につきましては速やかに当社の主張が認められ、本日付で強制執行停止が決定しております。

(4) 前代表取締役に対する措置について

上記行為を行った当社前代表取締役 西村 幸浩につきましては、今後、社内調査委員会では同人に対しまして顧問弁護士および外部有識者の協力を得て引続き本件に関する関与の程度の調査・解明を行い、民事訴追・刑事訴追の双方を視野に入れた対応を考えております。

(5) 社内体制の見直し

当社は再発防止の一環として、内部統制システム整備の基本方針の改定を取締役会にて決議するとともに、新たに当社のコンプライアンスマニュアルを作成いたします。

このコンプライアンスマニュアルを役員及び全従業員に周知徹底することにより、法令遵守及び社会的倫理規範尊重に対する意識を強化し、当社のコンプライアンス体制をより一層拡充してまいります。

(6) 今後の見通し

本件発覚後、当社におきまして顧問弁護士および外部有識者の協力を得て、本件契約締結までの経緯を調査した結果、当然に金銭消費貸借契約及び公正証書は無効であり、本件の理由となる債務保証行為は存在しておらず、本件差押強制執行の理由が存在しないと確信しております。

当社は、平成21年2月9日付にて東京地方裁判所に強制執行停止の申立及び公正証書に対する請求異議申立を行っておりますが、今後も顧問弁護士等の外部有識者を含め社内調査を行い、その調査結果に応じた損害賠償請求等のさらなる法的措置の実施も視野に入れつつ、引続き当社の正当性を主張してまいります。

なお、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点では、顧問弁護士の意見をもとに支払債務は一切存在しないと確信しております。影響が生じた場合には速やかにお知らせ致します。

また、本件が当社資金計画に与える影響は軽微であり、通常の業務運営に対する影響は全くございません。

### 3. 資本・業務提携に関する基本合意書の締結

インスパイアー株式会社（以下、「当社」または「インスパイアー」といいます。）と、つくばマネジメント株式会社（以下、「同社」または「つくばマネジメント」といいます。）は、平成21年2月9日開催の両社取締役会において、資本・業務提携を行なうことを決議し、基本合意書の締結をいたしました。

(1) 資本提携および業務提携の背景ならびに目的

インスパイアーは、1991年6月の設立以来、「総合ITセキュリティサービスベンダー」として、個々のセキュリティ領域で最も優れた商品および高品質のネットワークセキュリティ関連サポート&サービスを国内のユーザの皆様に提供し、信頼性の高いITセキュリティインフラの構築に貢献することでお客様の「安心と安全」を提供してまいりました。

当社における今後の成長戦略といたしましては、主要ビジネスであるネットワークセキュリティ商品の販売ならびにサポート&サービスの提供を更に強化・拡大していくことに加えて、これまで永年に渡って培ってまいりました「総合ITセキュリティサービスベンダー」としてのノウハウを活かし、仮想化等の最新IT技術の活用と強固なセキュリティとの融合を基盤に、システム構築等を含むITインフラ構築事業、アプリケーション開発を含むソリューションサービス事業、システム全体の運用管理を行うマネージドサービス事業など、より付加価値の高いビジネスを積極的に推進していくことを計画しております。

このような状況の中で、最先端医療の中でも特に注目を浴び始めた「再生医療」分野において、その効果が大きく期待され世界的に治療方法がめざましく発展している「臍帯血（さいたいけつ）」に含まれ

る「ヒト幹細胞」に着目し「臍帯血低温保管事業」（別紙）を推進しているつくばマネイジメントと、資本・業務提携に関する基本合意書を締結いたしました。

同社は、2006年8月の厚生労働省の「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」に基づき、「臍帯血低温保管事業」を主軸に臍帯血に含まれる「ヒト幹細胞」の保管・抽出という、再生医療の根幹を成す技術で再生医療分野の発展に取り組んでおります。当該分野の研究開発には、世界的にも国を挙げて特別な支援体制が生まれ、大学間の連携、大学や研究機関と民間企業の連携など、産学官連携での事業化というグローバルな展開が始動しております。

今回の資本・業務提携につきましては、白血病など重度の病気やケガの治療目的だけでなく、一般的な医療や美容などの分野にも活用でき大きな可能性を秘めた臍帯血を用いた再生医療分野の研究および実用化を急速に発展させるために同社が進めている「臍帯血低温保管事業」を基盤として、①初めての試みとなる「ヒト幹細胞」の適合検査の迅速化のためのシステム開発、②臍帯血による再生医療分野の機密性の高い研究・医療データのデータベース化、③それらの情報を各医療現場・研究機関で広く活用するための非常にセキュアなITインフラの構築、を目的としております。

当社におきましては、「再生医療」分野における「情報処理の迅速化」「データベース化」「セキュアな情報管理」のニーズに対して、当社の持つ豊富なノウハウと最先端IT技術を融合した当社独自のプラットフォーム構築に基づくソリューションを提供することで、ITインフラ構築事業、ソリューションサービス事業、マネージドサービス事業の拡大・強化を図ってまいります。

当社は、「IT」のチカラによって今後の医療の発展に貢献してまいります。

## （2）業務提携の骨子

### ① ITインフラ構築、ソリューションサービス事業

- ・臍帯血に関する基礎データの集積と保管を行うデータベースシステムの開発
- ・臨床、研究データを集積するデータベースシステムの開発
- ・ユーザアクセス制御、統計情報等管理システムの開発
- ・各医療機関等からのアクセスを可能とするセキュアネットワークの構築
- ・当該システムと各医療機関等のシステムを連携させるプラットフォーム及びAPIの開発

### ② マネージドサービス事業

- ・当該データベースシステムの保守・運用
- ・当該アプリケーションシステムの保守・運用
- ・セキュアネットワークの保守・運用

### ③ その他

- ・上記に付随する関連事業

## （3）資本提携の骨子

つくばマネイジメントが、平成21年2月10日付で行う第三者割当増資において100株の新株を引受ける

ものです。これは、当社は同社の議決権の約33.3%を保有することとなります。

株式取得数：普通株式100株

取得方法：第三者割当による新株式発行

取得額：500万円

出資後の議決権保有比率：33.3%

## （4）つくばマネイジメントの概要（平成21年1月末現在）

名称：つくばマネジメント株式会社 ( <http://www.t-brains.com/management/company.html> )

所在地：茨城県つくば市桜一丁目18-2

設立：2008年12月17日

資本金：1,000万円

代表者：代表取締役社長 吉富 太可士

主たる業務：臍帯血保管事業、臍帯血幹細胞研究支援事業並びに保有技術のライセンス事業 等

従業員：5名

決算期：4月

※参考：同社は、TLO法に基づき大学等から移転を受けた技術を用いて製品化、サービス化した、つくばブレイズ株式会社のリソースを用いて事業化を進めております。なお、両社における資本関係はございません。

(5) 今後の日程

平成21年2月9日 本件に係る基本合意書の締結

平成21年2月10日 第三者割当増資への払込・新株式引受

(6) 今後の業績見通し

両社とも、今回の資本提携及び業務提携による今期（平成21年3月期）業績への影響は、軽微であると考えております。

4. 当社に対する債権差押命令の取下げ

平成21年2月3日付、同5日付及び同23日付でお知らせいたしましたが、当社に対し東京地方裁判所より債権差押命令決定書が送付されました件につき、平成21年2月26日付にて申立人であるインターサービス株式会社より当該債権差押命令申し立ての取り下げがなされました。

(1) 取り下げがあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成21年2月26日

(2) 当該差押命令申し立てを取り下げた者

①商号 インターサービス株式会社

②本店所在地 東京都港区西新橋二丁目13番15号

③代表者の氏名 代表取締役 茶谷 英二

(3) 本件の経過報告

本件につきましては、当社顧問弁護士からの連絡により、昨日付で本件取り下げがなされた事実を確認いたしました。

本件は、現在調査委員会にて事実関係の究明を急いでおり、近日中に報告書をまとめる予定でありますとともに、必要な法的措置も視野に入れて弁護士等有識者と継続協議を行っております。

「参考」

(要約) 前四半期損益計算書

		前第3四半期会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
I 売上高			1,363,477	100.0
II 売上原価			1,092,561	80.1
売上総利益			270,915	19.9
III 販売費及び一般管理費			366,376	26.8
営業損失			95,460	△7.0
IV 営業外収益			8,843	0.0
V 営業外費用			248	0.0
経常損失			86,865	△6.4
VI 特別利益			4,283	0.5
VII 特別損失			153,928	11.3
税引前第3四半期損失			△236,510	△17.3
法人税、住民税 及び事業税		263		
法人税等調整額		—	263	0.0
第3四半期純損失			236,773	△17.3